

# 令和5年度訪日外国人県内消費額増加モデル検証事業業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

## 1 目的

本県のインバウンド受入に関する課題である「訪日外国人の県内消費額」を増加させるため、本県における消費額増加に資する効果的な取組をモデル的に実施する。

さらに、効果測定及び結果検証を通じて、県内への横展開を図ることが可能なモデルを構築することにより、今後の県の施策等に生かすものである。

## 2 業務名

令和5年度訪日外国人県内消費額増加モデル検証事業業務委託

## 3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

## 4 業務内容

以下の業務を実施することとする。なお、事業を実施するにあたり、必要な経費はすべて委託料に含めることとする。

### (1) 訪日外国人の県内消費額を増加させる取組を実施

埼玉県のインバウンドの状況や訪日外国人旅行客の特性などを踏まえ、訪日外国人の県内消費額増加に資する効果的な取組を実施する。

(実施内容例)

- ・本県を再度訪問する仕掛けづくり
- ・コンテンツの充実等による滞在時間の延長・一人当たり消費単価の向上
- ・東京からの「excursion」を実現・持続させるための仕組みづくり

※上記はあくまでも例示であり、手法は問わないものとする。

企画提案書には、以下について記載するものとする。

なお、企画提案するにあたり、想定している実施エリアにおけるDMOや観光協会等の関係者に、事業が採択された際に協力いただけることについて了解を得ておくこと。

### 【記載内容】

- ①埼玉県におけるインバウンドの状況や訪日外国人の県内消費の現状などについての分析・ポテンシャル・課題等
- ②実施内容・手法
- ③事業の狙いや意義

※提案内容を踏まえた記述をすること

④実施エリア、参加想定事業者、連携体制

※実施エリアについては、県内の複数の市町村にまたぐ形での実施を想定している。（単体市町村での実施は認めない）

※実施エリアの具体的な選定理由及びエリア内の関係者との事前の調整状況について記載すること

⑤実施内容が県内消費額を増加させる上で効果的と考える理由や根拠

⑥実施時期、スケジュール

⑦対象とする国・地域（言語）及びその理由

※対象とする国の旅行業界等のスキーム及びスキームを活かした実施手法等についても詳細に記述すること。

⑧実施事業を適正に評価できるアウトプット・アウトカム

また、以下ア～ウに記載のある項目についてもあわせて提案書に記載すること。

ア 実施エリアの選定及び関係者との調整、ミーティングの開催

企画提案書に記載の実施手法における効果的な実施エリアを選定するとともに、企画提案内容に基づき、エリア内の市町村や地域DMO等の関係者と、実施内容やスケジュール等についての詳細の調整を行う。

また、事業の狙いや意義、今後のスケジュール、連携方法、具体的な事業内容、役割分担などを説明し、事業における目線あわせのためのミーティングを実施する。

企画提案書には、実施時期、ミーティング開催方法、内容、ミーティング参加者等を具体的に記載すること。

なお、事業の実施に当たっては、提案内容を踏まえ県と協議の上、実施エリアを決定するものとする。

イ 参加者募集業務

実施エリアの県内事業者等を対象に、受託者は当事業への参加事業者の募集、広報、取りまとめ、参加の調整を行うこと。

参加者の募集に関して、広く事業者に周知し、効果的な集客につながる手法を提案すること。

なお、参加事業者数の目標は以下のとおりとするが、具体的な数は提案すること。

【参加事業者数】

趣旨に賛同し、提案スキームへの参画を希望する事業者 20者

当事業に実際に参加した事業者の目標数 10者以上

※趣旨に賛同し、提案スキームへの参画を希望する事業者には、実際に事業に参加した事業者数も含むものとする。

募集の際には、当事業の内容のほか、当事業の趣旨や参加の意義を分かりやすく周知するとともに、インバウンド受け入れに興味・関心を持つ事業者等が自主的、積極的に参加するよう促すこととし、募集方法についても提案すること。

提案書を作成する上では、県内の観光の特性の分析に合わせて、参加が期待される事業者層を具体的に明記すること。

また、参加希望者が多かった場合に参加者を選抜する必要がある場合などは、選抜手法についても提案すること。

#### ウ 県内消費額の増加につながる取組を実施

関係者や参加事業者とともに、受入体制整備やコンテンツ磨き上げ、プロモーション等県内消費額増加のための取組を実施する。

提案書には、実施内容に基づく適切なKPIを設定し、記載すること。

なお、KPIは、県内消費額の増加につながるアウトプットのほか、アウトカム指標についても設定・提案すること。

※アウトカム（例）：事業を通じた送客数・消費額・予約件数等

#### (2) 効果測定、県内事業者へのフィードバック、横展開及び持続可能なスキーム構築

アンケート調査等による効果測定等を行い、事業成果も踏まえ、実施エリアにて県内消費額の増加につながる持続的なスキームをモデル構築するとともに、他エリアへの横展開等の手法について具体的な横展開候補エリア等も提示する形で提言すること。

#### (3) その他の自由提案事項について

その他、本事業の目的に資する取組があれば、企画提案書に記載すること。

#### (4) 事業全般に関わる業務

##### ア 問い合わせ対応

各事業者から問い合わせがあった際には迅速かつ丁寧に対応すること。

##### イ 全体事業の進捗管理

全体の事業の進捗を管理すること。また、提案書にはスケジュール（県への進捗状況報告のタイミング等も含む）を明記すること。

##### ウ 定例報告会の開催

2ヵ月に1回程度を目安に事業の進捗状況を報告する定例報告会を実施すること。

#### (5) その他

埼玉県が実施するインバウンドに関する他の事業と適宜連携して事業を実施し、埼玉県から依頼があった場合は他事業の受託事業者等との打ち合わせ等に参加すること。

## 5 成果報告書等の提出

事業完了後、以下を速やかに県に提出すること。

### ア 提出物 業務完了報告書（PDF）

提案内容に基づき、県と協議の上、成果物を適宜提出するものとする。

### イ 提出方法 電子メール

## 6 成果物等に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

## 7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。